

がんばろう名張！地元のお店応援補助金

(第2弾ポストコロナチャレンジ促進事業)

募集要項

1. 補助事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格・物価高騰等に直面する名張市内の中小企業、個人事業者等で、これらの社会情勢を乗り越えるための前向きな事業継続の意思を持った事業者を応援することを目的とし、原油価格・物価高騰に係る事業維持管理費用をはじめとしたコスト削減及び業務等の見直しに伴う製品・設備導入費用等の負担を軽減するための補助金を交付すると同時に、市内経済の活性化を目指します。

2. 補助対象者

下記事項を全て満たす事業者であること

- (1) 名張市内に事業所を有する法人・個人事業者であること
- (2) 令和4年1月6日時点で事業を実施しており、今後も継続の意思がある者
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者等であること(法人の場合)

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと) ※みなし大企業は除く	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記3業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- (4) 主たる収入が事業所得であること(個人事業者の場合)

※下記の事業者は対象外

- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、その他の営利を目的としない法人
- ・政党その他の政治団体、宗教法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその営業に係る同上第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- ・反社会的勢力(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」に規定)に該当する者
- ・その他名張商工会議所において不相当と認定した者

- (5) 以下の事業から補助金交付を受けていない事業者

- ①名張市-ポストコロナチャレンジ促進事業
- ②名張市-観光地づくり・高付加価値化事業
- ③名張市-森林整備促進緊急対策事業

3. 申請期間

令和4年11月7日(月)～12月11日(日)

※12月11日17時必着

※12月11日(日)17時で受付を終了し、申込補助金額の総計が予算額を上回る場合は全申込者を対象とした抽選により補助金交付対象者を決定します。

※令和4年4月1日から交付決定日までに購入した製品・設備も対象となります。ただし抽選になった場合は補助金交付対象者とならない場合もあります。ご注意ください。

※先着順ではないので必要書類に漏れがないようご確認の上ご提出ください。

4. 補助金額等

補助対象期間 令和5年2月21日(火)まで

補助金額：10万円(下限)～50万円(上限)

補助率：補助対象経費の2/3

※消費税及び地方消費税額等は含みません。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5. 補助対象経費

原油価格・物価高騰に対応するため、コスト削減、業務改善、新たな収益獲得等の効果を目指す取組において必要な設備等の導入に要する経費。導入する製品・設備は事業に供するもの、かつ、名張市内の事業所に導入するものとします。

下記①～③のいずれか、または複数に該当するものが対象となります。

①コスト削減を目的とするもの

(例) コスト削減、省エネルギー化につながる製品、設備等の導入

②業務改善を目的とするもの

(例) DXの導入に伴って省力化に繋がる設備等の導入

③新たな収益獲得等を目的とするもの

(例) 原油価格・物価高騰の影響を受けにくい分野への事業シフトに関する製品、設備等の導入

※複数製品及び同一製品の複数購入も可とします。

※補助事業の目的の観点から原則名張市内販売店で購入してください。

※申請提出後に購入する場合、支払いは原則銀行振込以外は認められません。

※補助対象経費となる製品は令和5年2月21日までに必ず納品・設置・支払を終えることが出来るものとします。

6. 補助対象とならない経費

次の①～⑰に掲げる経費は補助対象となりません。

なお、審査により、補助対象とならない経費が含まれていることが判明した場合は、当該経費を申請された金額から減額します。

- ①補助事業の目的に合致しないもの
- ②補助対象経費の合計額が15万円（税抜）に満たないもの
- ③令和5年2月21日までに納品・設置・支払が完了しないもの
- ④リボ払い、分割払い、事業主以外の名義で購入したもの
- ⑤必要な経費支出関係の書類を用意できないもの
- ⑥自社内部の取引、及びそれと同等と認められる取引によるもの
- ⑦販売や有償レンタルを目的として購入した製品
- ⑧オークションにより購入した製品（ネットオークションを含む）
- ⑨インターネットで購入した製品
- ⑩中古品（新古品含む）
- ⑪文房具などの事務用品、その他の消耗品
- ⑫租税公課（消費税及び地方消費税額等）
- ⑬購入に係る各種手数料（金融機関などへの振込手数料、代引手数料等）
- ⑭各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑮製品の導入、買い替えに伴うリサイクル料金や、廃棄に関する料金
- ⑯各種保証料、保険料、保守料
- ⑰補助金申請書等の作成、送付、手続きに係る費用
- ⑱上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7. 申請について（補助金申請書）

（1）申請書類入手方法等

- ①名張商工会議所ホームページよりダウンロード
- ②名張商工会議所 名張産業振興センター3階 窓口
- ③名張市役所4階 産業部商工経済室 窓口

（2）申請方法

同一事業者からの申請は1件限りとします。

申請必要書類を郵送または持参にて提出してください。

- ①郵送の場合 12月11日（日）**必着**

【提出先】〒518-0729 名張市南町822-2 名張商工会議所 補助金係 宛
※封筒表面に「申請書在中」、裏面に住所・事業者名を記入 ※郵送料は申請者負担
※郵送時の紛失等の責任は負いかねますので、必要に応じてレターパック、簡易書留郵便等をご活用ください。

- ②持参の場合 12月11日（日）17時まで

【提出場所】名張商工会議所 窓口（受付時間9時～17時）

(3) 申請必要書類

下記書類について各1部を提出してください(すべてA4サイズに統一してください。)

①補助金申請書(第1号様式)
②誓約書兼同意書(別紙1)
③事業所の実在が確認できる資料 法人:直近の法人税申告書(別表一)の写し 個人事業者(青色申告者):令和3年確定申告書(第一表)、所得税青色申告決算書の写し 個人事業者(白色申告者):令和3年確定申告書(第一表)、収支内訳書の写し <決算期を一度も迎えていない場合> 法人:履歴事項全部証明書の写し又は法人設立届出書の写し 個人:個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※税務署関係の書類には收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合、受付日時及び受付番号が印字)されていることが必要。
④補助対象の製品設備の詳細が確認できるもの(カタログ、製品ページの印刷等)(台紙1)
⑤補助対象の製品設備の見積り又は請求書、領収書(台紙2) 【4月1日から申請日までに購入した製品を申請する場合】 以下のいずれかを提出して下さい ①見積書+領収書 ②請求書+領収書 ③領収書のみ(詳細が載っているものに限る) 【申請日から令和5年2月21日までに製品を購入する場合】 見積書を提出して下さい

※ご提出いただいた書類は、返却しませんのでご了承ください。また、内容について問合せする場合がありますので、必ずコピー等控えを備えてください。

※鉛筆や消せるボールペンでの記入はご遠慮ください。

※提出書類の記載を誤った場合は、以下のとおり訂正してください。

誤った箇所に二重線を引き、二重線に重ねて押印し、その上に正しい内容を記載して下さい。請求金額の訂正は認められませんので、記載を誤った場合は、新たな用紙に書き直して下さい。

8. 補助金交付までの流れ

① 補助金申請書類（上記参照）を提出

【提出期間】 令和4年11月7日（月）～12月11日（日）17時必着

② 令和4年12月15日頃に補助金交付決定通知書又は不採択通知書を送付します。

③ 補助金交付決定通知書を送付された事業者は事業終了後に補助金請求書等を提出

【事業実施期限】 令和5年2月21日（火）まで

【書類提出期限】 令和5年2月28日（火）まで

必要書類：補助金請求書、設置（納品）が確認できる写真、補助金振込先通帳の写し
支払いを確認できる書類、車両購入の場合は車検証の写し、
その他事務局が求める書類

④ 補助金交付額確定通知書を送付し、補助金を振り込みます。

※補助金交付後、完了検査の実施を行う場合があります。実施する場合は事前に連絡します。

9. 留意事項

- (1) 申請内容に虚偽や不正があった場合又は要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り消します。
- (2) 不正又は虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- (3) 本補助金と同様の他の助成金や補助金等を受けて導入したものに係る経費は対象となりません。
- (4) 補助金申請提出後に購入する場合で、購入先が銀行振込に対応していない場合に当たっては、POS レジから発行されるレシートのみ支払い確認書類として認めます。（クレジットカードでの支払いは不可）
- (5) 補助金対象経費の購入先は原則名張市内の店舗としますが、購入予定製品が市内販売店で取扱いが無く、追加書類として理由書を添えた場合のみ市外店舗の購入を認めます。ただしインターネットでの購入は認められません。

10. 問い合わせ先

名張商工会議所 TEL0595-63-0080

担当 経営支援課